

「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関する
改正貿易外省令、告示の公布について
—パブコメ結果を踏まえて—

2024. 11. 1

C I S T E C 事務局

はじめに

2024年4月に答申された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会の中間報告に盛り込まれた提言のうち、「技術管理のための官民対話スキームの構築」については、いはやく9月6日から10月5日まで貿易外省令と告示の改正案のパブリックコメントが実施されたが、パブコメ意見を反映した貿易外省令と告示の改正が10月30日に公布された。

■パブコメ結果 (CISTEC 提出分は「27」の部分)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000281940>

■貿易外省令の一部改正

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/shourei/20241030_syourei.pdf

■告示 (報告を求める事項関連)

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/shourei/20241030_kokuji.pdf

以下、パブコメ結果を参照しながら、改正の内容を紹介したい。なお、『 』はことわりのない場合以外は、経済産業省のパブコメの回答をそのまま引用する。

1. 官民対話スキームの目的について

官民対話スキームの目的について「「官民対話スキーム」の目的は、官民の確実な対話により時間的経過に伴う軍事転用懸念に対応していくことであり、海外への技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理の徹底が目的」であるという理解で良いか。」に対して、『ご指摘の通りです。』と回答であった。

また、『今回の措置は、産業構造審議会安全保障小委員会での議論及び中間報告（令和6年4月24日）を踏まえたものであり、軍事技術と民生技術の垣根が消失する中で、時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初は想定できないような軍事転用に繋がる懸念に対応することが目的です。そのため、現行外為法に基づく省令を改正し、キャッチオール規定に基づくインフォームの可否を判断するため必要な事前報告をお願いするものです。』

これが官民対話スキームの大枠の概要となる。

(注) なお、官民対話スキーム以外であっても、取引に上記懸念がある場合にはインフォームが行われる可能性がある旨の留保はなされている（「重要管理対象技術」以外の取引、及び契約後（提供前）の局面）。

2. 貿易外省令の改正について

※ 10月30日公布即日施行。ただし、「官民対話」の端緒となる報告を求める告示は12月30日施行であるため、官民対話の一環である部分については、実質的適用はない。ただ、「官民対話」の一環以外の部分でインフォームがなされる可能性は否定されていない（下記の5）、6）参照）。

パブリックコメントの案から変更はない。

(1) 第9条第2項第七号—インフォーム条項の括弧書きの追加

第9条第2項第七号のロ、ニのインフォーム条項の「その技術が・・・利用されるおそれ」として「（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）」が追加されている。

1) 追加の理由

括弧書きは、「時間的経過に伴う軍事転用懸念を表現したものか。」『ご指摘の通りです。産構審安全保障貿易管理小委員会の中間報告を踏まえ、時間的経過に伴う軍事転用懸念に対応するために許可申請を求める際は、インフォームを行うことが前提となります。』

2) 「適切に管理しない場合」の具体的内容

『図面・技術等が適切に管理されない場合、第三者に技術が流出し、軍事利用等されるおそれがあると考えております。』

『適切な技術流出対策が講じられない場合を意味します。技術流出対策としては、例えば、コア技術を特定してアクセス制限を設けたり、資本比率を高めてガバナンスを徹底したりすると言ったことが考えられますが、事業実態に応じて一律に定めることはできないため、こういった点も含めて官民対話を通じて確認してまいります。』

3) 括弧書きをインフォーム条項に限定している趣旨

「改正をロとニに限定しているのは、官民対話で懸念解消を図りつつ、払拭されない場合にはインフォームで許可申請を求める枠組みの一環であることによるものと理解して良いか。」

『ご指摘の通りです。』

また、『官民対話により技術流出対策を検討してもなお、当該おそれがあると判断した場合はインフォームを行うこととなりますが・・・』

4) 客観要件条項（イ、ハ）への影響の有無

インフォーム条項の「ロ、ニに限って「おそれを含む」の文言が追加されているが、現行の客観要件の範囲については影響を受けないという理解で良いか。」

『ご指摘の通りです。』

5) 事前報告対象の「重要管理対象技術」以外についてのインフォームの可能性

「事前報告の対象となっていない技術の提供については、括弧書き内の「おそれ」を理由としてインフォームが発出されることはないとの理解で良いか。」

『事前報告の対象となっていない技術提供であっても、何らかの情報により経済産業省が当該技術提供の予定を認知し、そこに時間的経過に伴う軍事転用懸念が存在すると判断した場合に、許可申請を求める通知を行うことは否定しません。ただし、他の事業者との公平性も考慮して、慎重に判断する必要があると考えております。』

6) 契約後のインフォームの可能性について

「①悪質でない事前報告漏れの場合には、契約後でもインフォームはなされないと理解して良いか。

②悪質な事前報告漏れの場合には、契約後（提供前）でもインフォームがなされる可能性はあるか。」

『報告漏れの有無や、その悪質性に関わらず、時間的な経過に伴う軍事転用懸念のある技術提供が行われる場合には、許可申請を求める通知を行う場合があります。』

(2) 貿易外省令第10条第3項、第4項—報告義務の追加

1) 改正趣旨・内容

第3項には「報告を求める場合」の「方法」として「告示」が追加され、第4項は従来からあるが、法技術的な変更をしたうえで「命令を受けた者は、遅滞なく、報告書を提出しなければならない」としている。

ここで追加された「告示」とは、官民対話スキーム関連で新設される「貿易外省令第10条第3項の規定に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」（経済産業省告示第178号）のことである。

2) 申告漏れ、悪質な場合の扱い

報告義務については、「申告漏れに対しては、外為法の輸出者等遵守基準に基づき指導助言、改善命令を実施し、これに従わない場合や悪質な場合、は、外為法第71条第九

号に規定に基づき、罰則が科せられる場合がある。」との確認のための意見に対して、

『本措置については、産構審安全保障貿易管理小委員会の中間報告においても、「悪質なケースを除き、輸出者等遵守基準に基づき、丁寧な指導プロセスによる対応を図るべき」と指摘されており、これは、本措置については、技術移転を禁止することや、事業者を罰することが目的ではなく、丁寧な官民対話を通じて適正な技術流出対策を進めていくことを目的としているためと認識しております。悪質なケースが散見される場合などには、改めて制度の在り方を検討する必要がありますが、まずは、中間報告の趣旨を踏まえつつ、丁寧な運用を行ってまいりたいと考えております。』

3) 遡及の有無

「法規制は一般的には遡及しないので、すでに実施している契約や実際に技術提供を行う時期が施行後であるものは、報告の対象外である。」との確認のための意見に対して、

『遡及適用が無いのはご指摘の通りですが、施行後、技術提供の前に許可申請を求める通知を行うことはあり得ます。』

(3) 施行時期

附則で「この省令は10月30日から施行する。」となっている。ただし、告示をみると、「令和6年12月30日から適用する。」となっている。つまり、貿易外省令第9条第2項第七号の改正部分は10月30日施行、第10条第3項、第4項は、実質12月30日施行ということになる。

第七号の括弧書きは官民対話スキームの一環として、その懸念を規定したものであるが、経産省の考え方は、当該懸念は現行のキャッチオール規制に含意している概念であることから、本括弧書きの懸念は重要管理対象技術のみを想定されたものではないということのようである。

当方からの意見として、「改正省令内の「適切に管理しない場合において生ずるおそれ」を告示内での重要管理対象技術の根拠となる「おそれ」と紐付けることで、重要管理対象技術がインフォームの対象であることを明確化してほしい。」との要望に対して、回答では、『事前報告の対象となっていない技術提供であっても、何らかの情報により経済産業省が当該技術提供の予定を認知し、そこに時間的経過に伴う軍事転用懸念が存在すると判断した場合に、許可申請を求める通知を行うことは否定しません。』とある。)

また重要管理対象技術の性格に関して、『重要管理対象技術は、より広範な技術について時間的経過に伴う軍事転用懸念が存在する中で、厳にリスクの高いものに絞っているものであり、重要管理対象技術に掲げられていない技術におそれが一切無い』わけではない、との見解を示している（後述）。

このような考えに立って、現行のキャッチオール規制に含意している将来的な軍事転用懸念を明確にする本括弧書きの改正は官民対話スキームの施行を待つことなく即日施行していると理解される。

3. 告示について（10月30日公布、12月30日適用）

（1）第一号

1) 報告を要さない場合—公知・基礎研究等の貿易外省令の許可例外に係る取引を除外法技術的な修正を行った他に、報告書提出をしなくてもいい場合を次のように定めている。

「イ 貿易外省令第9条第2項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する取引

ロ 専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、貿易外省令第9条第項第七号ロ又はニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの」

イについては、パブコメ原案になかったものであるが、『いわゆる公知・基礎研究については報告の対象外であることを明確化するための告示案の修正を行いました。』

また、『告示では「おそれが少ないことが明らかなもの」については報告の対象外としておりますが、ビジネス上の取引の形態は様々であり、一概に規定することは難しいため、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。』

『実施のためのノウハウ等の提供を伴わない単なる特許ライセンスの供与は、いわゆる公知情報の提供にあたるため、報告対象外となります。』

『共同研究の定義が明確ではないため、一概に規定することは困難ですが、一般論として、設計又は製造に係る技術を提供しない共同研究は対象とはなりません。ただし、他国での製品の設計又は製造を可能とする重要管理対象技術を相手方に提供する取引を行う場合には、事前報告の対象となります。』

2) 報告の対象となる取引

『重要管理対象技術を「外国において提供することを目的とする取引」は、取引の当事者の属性（居住者であるか非居住者であるか）にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が外国であるものを指し、「外国の非居住者に提供することを目的とする取引」は、技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が外国の非居住者に技術を提供することを目的とするものを指します。』

外為法第25条第1項の再確認である。

「日本企業のA国現地法人が、海外B国の企業に対し製造委託する場合は報告の対象と

なるか。」との意見に対し、『報告の対象は、日本から海外への技術提供と、国内における居住者－非居住者間の技術提供となります。ご指摘のようなケースについても、製造委託に必要な設計図面を日本本社から提供する場合などは対象となり得ます。』として、外外の取引は日本企業の外国現地法人の取引でも報告の対象ではない。

3) 行為類型

『告示における報告対象は、重要管理対象技術を提供する取引であり、外国法人への出資行為そのものを報告対象とはしていません。』

「その他の事業活動」が、茫漠として、非常に範囲が広い。Q&A等で対象となる事例、対象とならない事例をできるだけ例示してほしい。/相手が専ら販売を業とする者は含まれないと思われるので、趣旨を明確にするため、これらの行為類型は「外国での製品開発や製造を可能とする」ということを規定上明記してほしい。/事前報告の対象となる行為類型について、各企業の解釈によって事前報告の対応が変わるような可能性がないように、具体的なケースの扱いをQ&A等で解説していただきたい。」に対しては、

『Q&A等の充実を図ってまいります。』

4) 「30日間」の法令上の扱い

報告書提出から経済産業省が何らかの結論を出す期間とされる「30日」に関しては、「概要資料」には言及があるものの、告示等には規定がない点について、(報告後直ちに契約してしまう等の)「不測の混乱を回避するため、「契約を締結する30日前までに」と規定することを検討してほしい。」との意見に対して、

『「30日間」は運用の目安であり、省令等に規定するものではありません。技術提供の禁止期間が設けられているものではありません』

『原案よりも規制を強化することになるため、慎重な検討が必要ですが、運用実態も踏まえつつ、今後の制度見直しの際に考慮してまいります。』

5) 「官民対話」の結果の通知方法

「(双方の認識の齟齬による混乱防止、輸出者側の法的安定性確保等のために)官民対話で懸念が払拭された場合、報告者に対し書面でその旨交付する仕組みを検討してほしい。」

「官民対話・審査期間が30日を超えそうな場合には、なるべく早いタイミングで、延長する旨の通知を文書で出すことを検討してほしい。」

との意見に対して、

『事前報告は契約前までとなり、原則として、報告後30日以内に、経済産業省がインフォームの可否を判断することになります。懸念が解消された場合や対話期間が延びる見込みの場合に、文書の形とするかは現時点で決まっておりませんが、官民対話の中で事業者にお知らせすることになります。』

6) 報告書の提出窓口や報告書の記載要領

『報告の手続については、専用のメールアドレスを設けることを想定しておりますが、具体的な方法は、施行前に当省HP等において周知させていただきます。』

『記入例などを施行前にHP等で周知するようにしたいと考えております。』

7) 当該取引に係る契約

『契約の種類やその内容は様々と考えられるため、一概に回答することは困難ですが、報告対象となる技術提供を決定する内容を規定する契約を想定しています。例えば、NDAが交渉内容の秘密保持を約するものに過ぎず、具体的な重要管理対象技術の提供を約するものでなければ、直ちに報告の対象となるものではありませんが、当該NDAの締結により重要管理対象技術の提供が開始されるのであれば報告の対象となります。』

『ご指摘の「セールス目的での図面等の説明」や「パートナー企業への製品技術の相談」の内容が明確ではないため、一概に回答することは困難ですが、告示された重要管理対象技術である設計・製造技術の提供を伴わないのであれば、報告は不要です。』

8) 報告書の内容変更

『変更の内容によりませんが、新たな技術提供を伴うものでなければ、基本的に報告は不要と考えております。例えば、製造委託製品の追加が、提供済みの技術の範囲で増産をするようなケースと、性能向上のために追加の技術提供を伴うような場合では異なります。』

9) おそれが少ないことが明らかなもの

『あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。』

(2) 告示第二号—重要管理対象技術を規定

重要管理対象技術を規定しているが、「外為令別表の16の項の技術」のうち、電子部品や炭素繊維等の4類型の貨物の設計又は製造技術が対象となる。

重要管理対象技術として指定されるものについて、「「他国が獲得関心を持ち、我が国が不可欠性・優位性を持つ技術のうち、時間的経過に伴う軍事転用懸念があるもの」であり、また「重要管理対象技術のうち、検査、試験などは除かれ、懸念が強い」取引の行為類型が対象となるという理解でよいか」との意見に対し、『ご指摘の通りです。』。対象技術の選定について、本趣旨はパブコメ時に掲載されている概要資料にも記載している。

1) 対象技術の「軍事用途懸念」について

『一般論として、軍事技術と民生技術の垣根が消失する中で、あらゆる技術がデュアルユース性を有しており、何らかの軍事利用のおそれがあることは否定できません。その上で、今回告示する技術については、一例として、電子部品関連技術については兵器や軍사용通信システム等の部品として用いられるおそれ、繊維関連技術については戦闘機やミサイルの構造部材として用いられるおそれ、半導体関連技術については兵器や軍사용通信システム等に必要な半導体の製造に用いられるおそれ、電子顕微鏡関連技術については兵器や軍사용通信システム等に必要な半導体製造プロセス（検査等）に用いられるおそれ等があると考えております。』

2) 重要管理対象技術の性格

「告示中、「重要管理対象技術」の定義について、現行案では「は「おそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。」となっているが、これを、「おそれが生じる技術として次に掲げるものをいう。」に修正方検討を。」との意見に対して、
『重要管理対象技術は、より広範な技術について時間的経過に伴う軍事転用懸念が存在する中で、厳にリスクの高いものに絞っているものであり、重要管理対象技術に掲げられていない技術におそれが一切無いという誤解を招くため、原案の通りといたします。』

3) 重要管理対象技術の選定の運用

「重要管理対象技術については、「日本の企業だけがもっている技術を独自規制することは理解できるが、他国の企業も同じレベルの技術をもっている場合、日本だけが不公平な状況に置かれてしまう。フォーリンアベイラビリティの観点から明確に品目を決めていく必要があると思う。」との意見に対して、

『必要に応じて関係国への働きかけを検討していくとともに、そういった動向も考慮しながら、運用や制度見直しを図ってまいります。』

また、他団体からの意見で、

「対象技術は、産業界への負担や影響を考慮し、厳にリスクの高いものに絞り込むとともに、選定プロセスを明確化・透明化すべき。その中で、中堅・中小企業も含めて十分なヒアリングを行って欲しい。規制の必要性が低下、無くなった技術は除外するなど実効性のある制度運用を図られたい。」との要望に対して、

『ご指摘の通り、対象は厳にリスクの高いものに絞り込む必要があり、中堅・中小企業も含め、丁寧に産業界と対話をしてまいります。また、対象技術からの除外を含め、施行後も随時見直しを図ってまいります。』

4) 用語の解釈

「(告示第二号に)用いられている用語の解釈は、運用通達や役務通達等に準拠するとの理解でよいか」の意見に対し、

『ご指摘のとおりです。必要があれば、今後も、通達、Q&A等の充実を図ってまいります。』

『「設計」や「製造」の用語解釈については役務通達(外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を擁する技術を提供する取引又は行為について)をご参照ください。』

としつつ、

『「極紫外線を用いて集積回路を製造するための装置に関わるターゲット材」が具体的に何を指すか必ずしも明確ではありませんが、半導体フォトマスク製造に用いるターゲット材を指すとすれば、これを含みます。』

『本告示における「レジスト」については、今後Q&A等でも周知いたしますが、レジスト材である樹脂(ベースポリマー)やソルダーレジストを含まないと解していただいてかまいません。なお、リスト規制については、輸出貿易管理令の運用通達に記載のとおり「半導体製造用のレジスト(ソルダーレジストを除く。)であって、レジスト材である樹脂(ベースポリマー)を含む。」となりますので、お間違えのないようご注意ください。』という形で個別品目の解釈については、必ずしも運用通達等とは同一でないものもあることから、今後Q&A等を注視する必要がある。

『「プリカーサー」は一般的に前駆体を指しており、本告示においても同様の意味で使用しております。本告示は炭素繊維及び炭化ケイ素繊維のプリカーサーの製造及び焼成技術について規定しているものであり、特定の物質を指定しているものではございません。』

5) 報告対象となる技術

『「該当する製品に関わらず様々な製品の設計製造に用いられる技術」という意味であれば対象とはならないと考えられますが、「当該製品の製造に不可欠な技術であれば、一部であっても対象と考えられます。納品仕様書についても、その記載内容によって異なると考えられます。いずれにしても、ケースごとに異なるため、個別にご相談をいただくことを推奨します。』

『リスト規制該当技術は、本制度の対象とはならず、別途、許可申請の対象となります。』

「告示二号の各細目でいう「XXの設計又は製造に係る技術」は、単に「XXの設計・製造に関係しうる(usable)」という意味ではなく、「XXの設計・製造に直接関係する(例えばdesigned forのように)」と考えるが、そのような理解でよいか。」の意見に対し、

『ご指摘のケースで言えば、「XX」を設計・製造するために必要な技術を指し、XX以外を含む様々な製品の設計・製造に広く汎用的な技術は含まれないため、designed forとのご理解で誤りはないと思います。他方、いずれの技術がdesigned forに当たるかの判断

は、個別のケースごとに異なるため、判断に悩むケースはご相談をいただければ幸いです。
一般化できるものについてはQ&A等により周知してまいります。』

4. 官民対話スキーム全体の包括的通達等での規定要望について

■CISTECからは、官民対話スキームの全体像を通達等で明確化することについて、今回のパブコメ意見の中で、次のような要望を提出した。

「官民対話スキーム運用通達（仮称）」の制定のお願い

一趣旨・目的、運用等の全体像の理解促進のため法令上明確化。「仲介貿易運用通達」を参考に。

【理由】

意見公募要領の1. 意見公募の趣旨・目的・背景には、「技術管理強化のための官民対話スキームの構築」や「官民連携による技術管理強化の取組」と記述されていますが、実際に改正されるのは、貿易外省令の他には新設される「報告を求める事項」という告示であって、省令、告示だけを見る一般的な企業等においては、示されたような「官民連携による技術管理強化」はイメージすることは、難しいものと思われます。

意見公募の画面に添付されている「概要資料」を読むことによって、何とか「官民対話スキーム」の意図と運用がわかりますが、それら制度制定当初の「概要資料」等は、法令を見る際に常に参照されるわけではありません（特に時間の経過とともに趣旨、目的が忘却される可能性があります）。

今回の官民対話スキームは、経済安全保障を担保する上でも重要な枠組みですから、産構審小委提言の趣旨を十分に反映し、スキームの全体像について関係者の理解を深めるためには、その趣旨目的や運用について制度として（法令（通達を含む）として）可視化する必要があると思われ

そのような観点から参考となるものとして、いわゆる「仲介貿易運用通達」（正式名称：「外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について）」があります。これは、関係する規定を統合的に説明する通達ですが、仲介貿易に関する規定の全体像が理解できるものとなっています。

「官民対話スキーム」についても、「官民対話スキーム運用通達（仮称）」を定め、上記で確認させていただいたような項目について、詳細にご説明いただくことによって、産構審小委提言を反映した制度の趣旨・目的、運用の全体像についての理解が、産業界（あるいはアカデミア）全体において深まるものと思

■これについて、経産省からは、次のような回答であった。

『HP等においてできる限り分かりやすく周知してまいります。運用通達の制定や「安

全保障貿易管理ガイドンス」への反映については、その必要性を含め引き続き検討いたします。』

■改めて補足すると、

「官民対話スキーム」について、貿易外省令の改正と告示の新設だけから、その全貌を想像することは難しい。

「報告書」の提出した後の対話プロセスが、省令や告示の上では、空白となっている。ここの官民対話の主要なプレーヤーである経済産業省の「所管原課」の姿が見えないし、「貿易管理部」の役割、所管原課との関係等も明確でない。

パブコメ時に合わせて公開された『概要資料』である程度わかるといっても、同資料自体は、法令、法制度を構成するものではなく、時間の経過、官民双方の関係者の異動等とも忘却されていく可能性がある。

このため、CISTECとしては、官民対話自体を制度として明確化させることが必要ではないかとの問題意識に立って、「運用通達を制定し、スキームの趣旨・目的、運用の全体像を法令の形で（制度として）示してほしい。」との意見を提出した。

関係する規定を統合的に説明する通達の前例としては、いわゆる「仲介貿易運用通達」があるが、それらも参考に引き続き検討を要望したい。

5. その他

(1) 輸出管理内部規程の改定について

『本措置の導入に伴い、既存の輸出管理内部規程（CP）の変更を要請することは想定しておりませんが、本措置に係る報告が遵守されるよう適切な対応をお願いします。』

(2) 啓蒙・周知について

『産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告においても、官民の連携の重要性を指摘いただいております。制度改正、運用の様々な局面において、情報保全体制に留意しつつ、産業界に対する丁寧な説明、対話を行ってまいります。』

CISTECとしても、経済産業省に説明会（録画収録）の開催を依頼することとしている。

以上